

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書

平成21年3月

ふじみ衛生組合

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書

－ 目 次 －

1. 入札公告日	1
2. 発注者	1
3. 事務局	1
4. 事業概要	2
1) 本事業の概要	2
2) 民間事業者の業務範囲	3
3) 組合が実施する業務の範囲	4
5. 事業者選定の手続き	5
1) 契約締結までの流れ	5
2) 契約締結までのスケジュール	7
3) 選定委員会の設置	7
6. 募集要項	8
1) 募集要項の構成	8
2) 募集要項の公表	8
3) 募集要項説明会	9
4) 募集要項に対する質疑回答	9
7. 応募者の参加資格要件	9
1) 応募者の構成	10
2) 応募者の参加資格要件	10
3) 参加資格の喪失	12
4) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成の変更	12
8. 参加資格確認（資格審査）	12
1) 資格審査申請書等の提出	12
2) 応募者が提出する資格審査申請書等	12
3) 資格審査申請書等の提出方法	13
4) 資格審査申請書等の受付	13
5) 資格確認方法	13
6) 資格審査結果	13
7) 審査結果理由の説明請求	14
9. 入札書類の提出	14
1) 入札書類の構成書類	14
2) 入札書類の提出方法	14

3)	入札書類の受付	15
4)	入札の辞退	15
5)	入札の無効	15
6)	入札に当たっての留意事項	15
7)	入札書類の修正等の禁止	16
10.	民間事業者の決定（提案審査）	16
1)	落札者の決定方法	16
2)	落札者決定後の手続き	17
11.	入札保証金、契約保証金	18
1)	入札保証金	18
2)	契約保証金	18
12.	運営事業者の設立	18
13.	その他	19
1)	費用負担	19
2)	著作権等	19
3)	募集要項等の使用の制限	19
4)	使用言語等	19
5)	審査結果理由の説明請求	19

添付資料 競争的対話等実施要領

添付様式 募集要項に関する意見・質疑書

ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）は、平成20年12月26日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本入札説明書は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む募集要項（入札説明書、落札者決定基準書、要求水準書、契約書（案））によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望するもの（以下「入札参加希望者」という。）は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

1. 入札公告日

平成21年3月26日

2. 発注者

ふじみ衛生組合管理者 清原 慶子

3. 事務局

本入札において、本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

ふじみ衛生組合 新施設建設準備室

住所：〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30

電子メール：fujimi@fujimieiseikumiai.jp

ホームページ：<http://www.fujimieiseikumiai.jp/>

また、組合は、本入札に関して事務局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

財団法人日本環境衛生センター

4. 事業概要

1) 本事業の概要

本事業における施設の整備及び運営は公設民営（DBO方式）により実施する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し、ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の設計・建設にかかる業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。

なお、民間事業者は、約30年間のプラント使用を前提として設計・建設及び運営を行うこととする。

(1) 事業名

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 事業場所

東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30 外

(3) 施設概要

処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設

(4) 年間処理計画量

約77,300 t/年

(5) 施設規模

288 t/日（2系列、24時間連続稼働とすること）

(6) 処理方式

ストーカ方式

(7) 事業期間

建設期間：契約締結日の翌日（平成22年3月予定）から平成25年3月までの約3年間

運営期間：平成25年4月から平成45年3月までの20年間

(8) 事業方式

本施設の整備・運営は公設民営（DBO方式）により実施する。

(9) 契約の形態

組合は、民間事業者に設計・建設業務及び運営業務を一括して委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・建設業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

さらに、組合は、民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）と基本契約に基づき、本事業に係る運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結する。

2) 民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事前業務等

民間事業者は、基本契約締結後速やかに、特別目的会社を設立するものとする。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

(2) 設計・建設業務

- ① 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。
- ② 建設については、プラント工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事及び外構工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。
- ③ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

(3) 運営業務

- ① 運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として受入・供給設備の運営・管理、燃焼設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備（熱回収設備）・通風設備・灰出し設備・残渣物等処理設備・搬出設備・排水処理設備の運営・管理、エネルギー利用、用役管理、副生成物の貯留及び運搬、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃、保安警備、環境管理、情報管理業務等を行う。

- ② 運営事業者は、焼却炉の炉底より排出される灰（以下「焼却灰」という。）及び集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理工程で捕集された灰（以下「飛灰」という。）についてはエコセメントとして資源化するため、組合が指定するエコセメント化施設に搬入を行う。なお、エコセメント化処理費用は組合が負担する。
- ③ 焼却灰及び飛灰の搬入先であるエコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合は、飛灰処理装置（薬剤処理）にて処理した後、二ツ塚処分場に持ち込むこととする。なお、埋立処分に係る費用は組合が負担する。
- ④ 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができる。なお、余剰電力は隣接する不燃物処理資源化施設及び近隣の公共施設に供給し、更に余剰分が発生した場合は、電力会社等に売電する。なお、隣接する不燃物処理資源化施設及び近隣の公共施設に供給した電気については、組合が売電単価相当でそれぞれに売却するものとし、電力会社等への売電分と合わせ、その売電収入及びRPS証書の販売に関わる収入は、組合と運営事業者において合理的な方法により分配することとする。
- ⑤ 組合ではタービン排気蒸気を利用して場外熱供給を将来計画しているので、場外熱供給を開始した場合には、運営事業者は、場外へ最大5GJ/h相当の熱量を熱供給することとする。
- ⑥ 運営事業者は、施設見学者について、組合と連携して適切な対応を行うこととする。

(4) 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。したがって、本施設の解体除去は本事業の範囲には含まない。

組合は、事業期間終了前に、事業期間終了後の本施設の運営方法について検討するが、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力するものとする。また、事業期間終了後の組合又は組合が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、運営事業者は事業期間中に以下の業務を行うものとする。

- ① 所有する図面・資料の開示
- ② 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- ③ 運営業務全般に係る指導（組合又は組合が指定する第三者への教育訓練も含む）
- ④ 運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等を提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達費
 - ・ その他

3) 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 用地の準備

本事業を実施するための用地は、組合において確保済みである。

(2) 処理対象物の搬入

組合及び組合の組織市である三鷹市、調布市（以下「両市」という。）は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(3) 本事業の監視

組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

(4) 施設見学者への対応

組合は、施設見学者について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(5) 建設費及び運営委託料の支払い

組合は、ふじみ衛生組合事務処理規程等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

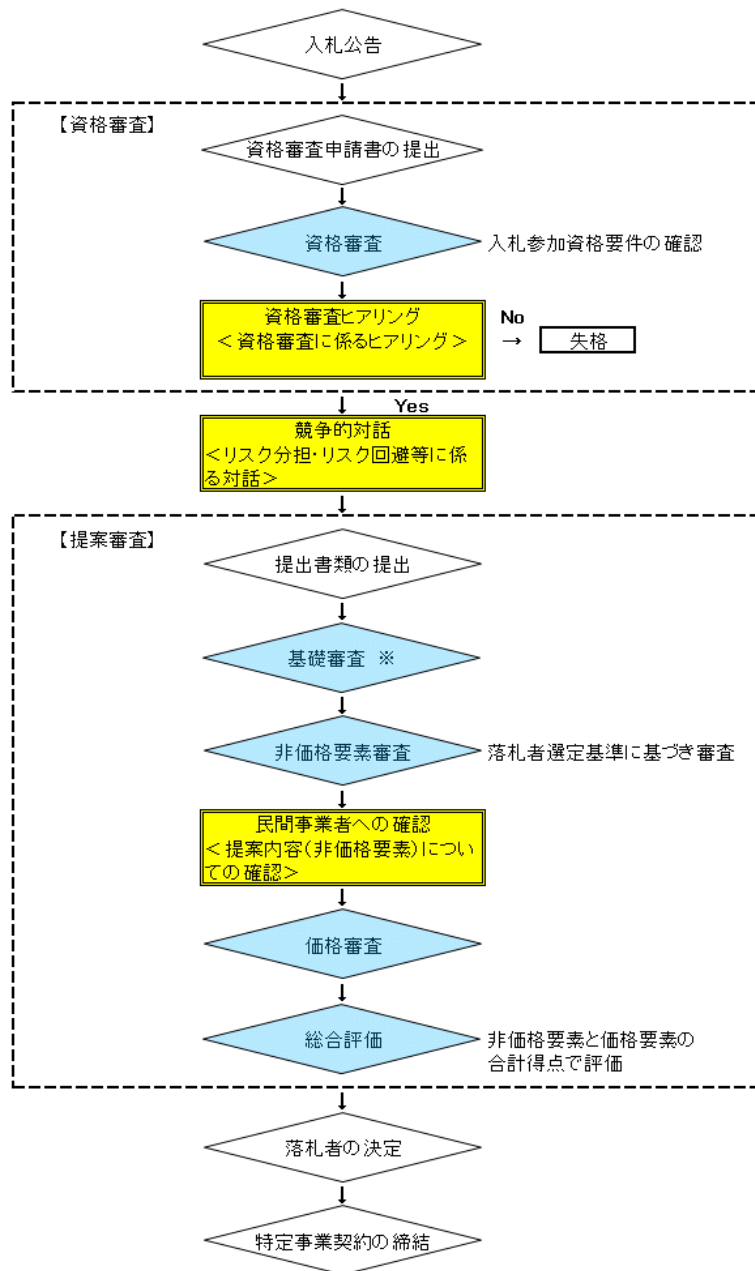
(6) その他

組合は、本施設の設計・建設に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

5. 事業者選定の手続き

1) 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは図のとおりであり、総合評価一般競争入札により民間事業者の選定を行う。



※ 基礎審査: 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

図 契約締結までの流れ

2) 契約締結までのスケジュール

入札公告後、契約締結に至るまでのスケジュールは、以下のとおりである。なお、スケジュールは、応募資料提出の状況、審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

(1) 入札公告	平成21年3月26日
(2) 募集要項の配布開始	平成21年3月27日
(3) 募集要項質疑の受付締切	平成21年4月10日
(4) 募集要項質疑への回答	平成21年4月28日
(5) 資格審査申請書の受付締切	平成21年5月8日
(6) 資格審査の実施	平成21年5月中旬
(7) 資格審査ヒアリングの実施	平成21年5月下旬
(8) 資格審査結果の通知	平成21年6月1日
(9) 競争的対話の実施	平成21年6月中旬
(10) 技術提案書・入札書等の受付締切	平成21年8月7日
(11) 基礎審査の実施	平成21年8月下旬
(12) 非価格要素審査	平成21年9月下旬
(13) 価格審査	平成21年9月30日
(14) 総合評価の実施	平成21年9月30日
(15) 落札者の決定	平成21年9月30日
(16) 基本契約の締結	(15)の後すみやかに
(17) 特別目的会社の設立	(16)の後すみやかに
(18) 契約詳細の協議	平成21年10月～平成22年1月
(19) 建設請負契約の仮契約	平成22年1月
(20) 建設請負契約の議会議決	平成22年2月
(21) 建設請負契約の締結	平成22年3月
(22) 運營業務委託契約の締結	平成22年3月

3) 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって、「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	山本 和夫（東京大学環境安全研究センター 教授）
副委員長	寺嶋 均（社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問）
委員	野本 修（西村あさひ法律事務所 弁護士）
委員	松井 邦雄（東京二十三区清掃一部事務組合施設建設部建設課 課長）

- 委員 山口 直也（新潟大学経済学部 准教授）
- 委員 藤川 雅志（三鷹市 生活環境部長）
- 委員 井上 稔（調布市 環境部長）
- 委員 高畑 智一（ふじみ衛生組合 事務長）

なお、本事業の入札に参加する応募者（構成員又は協力企業も含む）が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

6. 募集要項

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の(1)から(4)までの書類により構成される。募集要項は入札書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 入札説明書
- (2) 落札者決定基準書
- (3) 要求水準書
- (4) 契約書案（基本契約書案、建設工事請負仮契約書案、運営業務委託契約書案）

2) 募集要項の公表

募集要項は次のとおり公表する。

- (1) 日 時：平成21年3月27日（金）
- (2) 方 法：組合のホームページで公表する。

入札参加希望者には、入札書類を作成するに当たっての参考図書として、清掃事業概要、環境影響評価書案、現況図面等を貸与する。また、建設地の視察を実施する。参考図書の貸与の期間は平成21年3月30日（月）から平成21年8月7日（金）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。なお、参考図書の貸与及び建設地の視察を希望するものは、希望日の3日前の17時までに事務局の電子メールアドレスに、以下の事項を送信し、事務局からの返信をもって申込み完了とする。メール件名は「参考図書の貸与及び建設地の視察申込み」とする。

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署名
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 参考図書の貸与及び建設地の視察の希望日時

3) 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

4) 募集要項に対する質疑回答

募集要項に対する質疑回答を以下のとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う場合は、本質疑回答において、内容の適合について、確認を行うものとする。代替提案を希望するものは、「募集要項に関する質疑書」(添付様式)の「3. 要求水準書に関する意見・質問」に提案内容を記載すること(必要に応じ、図面等を添付すること)。なお、質問者のノウハウ、独自の提案にかかる質問回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

(1) 質疑の受付及び回答スケジュール

- ① 受付期間 平成21年4月10日(金) 17時まで
- ② 回答期限 平成21年4月28日(火) 17時まで(予定)

(2) 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項に関する質疑書」(添付様式)にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

但し、当該質疑に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は受け付けるものとする。

(3) 回答方法

組合は、回答を作成し、ホームページにて公表する。

7. 応募者の参加資格要件

入札に参加する希望者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、組合は応募者の資格の確認を行うために、資格審査を実施する。

1) 応募者の構成

- (1) 応募者は、設計・建設業務及び運營業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。なお、応募企業又は応募グループの構成員の中に、「2) (3) 本施設の運転を行う特別目的会社に出資する企業」の要件を満たした企業を必ず含むこととする。また、応募企業又は応募グループの構成員は、特別目的会社に出資を行うこととする。
- (2) 応募グループにあっては、構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (3) 応募者は、設計・建設業務、運營業務のうち一部を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラントの建設業務は、応募企業又は構成員が行うこととする。
- (4) 応募者は、応募にあたり、応募企業、応募グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。ただし、協力企業については基本契約締結時に明らかにすることとする。
- (5) 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業又は応募グループの構成員のいずれかが、他の応募企業又は応募グループの構成員となることは認めない。
- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

2) 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループの構成員は、以下の要件を全て満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 三鷹市及び調布市において指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人市都民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- ⑤ 本事業に関する組合のアドバイザー業務を受託する財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるもの又はこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

(2) 本施設の設計・建設を行う企業

応募企業又は応募グループの構成員のうち、本施設の設計・建設を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- ① 東京電子自治体共同運営サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に三鷹市又は調布市を希望していること。
- ② 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築一式工事及び清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ④ プラントの設計・建設を行う企業は、建設業法に基づく清掃施設工事に係る改正後の経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上であること。
- ⑤ プラントの建設を行う企業は、以下の条件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - ・ ストーカ方式で、1炉あたり100t/日以上規模を有すること
 - ・ 発電設備を有すること
 - ・ 平成20年3月31日時点において、延べ3年以上の稼働実績を有すること
 - ・ 1炉90日以上連続運転の実績を有すること
- ⑥ 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。
- ⑦ 工種毎に配置できる専任の監理技術者を有すること。

(3) 本施設の運営を行う特別目的会社に出資する企業

応募企業又は応募グループの構成員のうち、少なくとも1社が以下の要件を満たすこととする。

- ① 東京電子自治体共同運営サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に三鷹市又は調布市を希望していること。
- ② 1炉100t/日以上規模で、発電設備を有する施設において、平成20年3月31日時点で延べ3年以上の運転管理実績を有していること。
- ③ 前項の施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させること。

3) 参加資格の喪失

応募者（応募企業又は応募グループの構成員）が、入札公告日から特定事業契約の締結までの間に、P. 10～P. 11の「2）応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

4) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更

応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は協議を行い、変更してもなおP. 10～P. 11の「2）応募者の参加資格要件」に掲げる資格を満たすことを組合が確認し、組合が当該変更を妥当と認めたときは、その変更を認めるものとする。

8. 参加資格確認（資格審査）

応募者は、提案する処理方法を定めた上で次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、P. 10～P. 11の「2）応募者の参加資格要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、参加資格確認申請書及び資格証明書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出しなければならない。

2) 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は以下のとおりとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提出書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないこと。

(1) 参加資格確認申請書【様式第2号】

(2) 応募者の構成（役割分担） 【様式第3号-1】

 応募者の構成（構成員の連絡先） 【様式第3号-2】

(3) 委任状【様式第4号】

(4) 建築士法に基づく有資格者であることを証明する書類（写）

(5) 特定建設業の許可を受けていることを証明する書類（写）

(6) 監理技術者の資格者証（写）及び保険証（写）

(7) 経営事項審査結果の総合評点【最新のもの】を証明する書類（写）

(8) 完納証明書（市税）、納税証明書（国税）

(9) プラントの建設を行う企業が有するP. 11の（2）⑤に示す実績（【様式第5号】、複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど。1炉90日以上連続稼働の実績については、事務局が直接照合する。）

(10) 本施設の設計・建設を行う企業に求められるP. 11の（2）⑥、⑦の要件を証明す

る書類

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（写）とし、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付された者については、監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写）

- (11) 本施設の運営を行う企業が有するP.11の（3）②に示す実績（【様式第6号】、複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど）
- (12) 本施設の運営を行う企業に求められるP.11の（3）③の要件を証明する書類（配置を予定する技術者の保険証（写）等）
- (13) 提案を予定している施設について、以下の6項目に関する概要書（以下の6項目のそれぞれについて、A3で3～6ページ程度）。
 - ①処理フロー、物質収支、熱収支
 - ②構内配置計画、車両動線計画
 - ③施設各階平面図、断面図
 - ④主要設備の概要
 - ⑤設備装置別の潜在事故リスクと設計上及び運営上の予防方策
 - ⑥リスクイベントツリー

3) 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本5部を持参又は郵送（書留）により提出すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

4) 資格審査申請書等の受付

- (1) 受付期間：平成21年5月8日（金）まで
- (2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付場所：ふじみ衛生組合 新施設建設準備室（P.1の「3.事務局」参照）

5) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査及びヒアリングにより行う。

平成21年5月下旬に、P.13の2）(11)に関するヒアリングを実施する。なお、詳細は資格審査申請書等の受付締切日後、各応募者に通知する。

6) 資格審査結果

資格審査結果は、平成21年6月1日（月）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

7) 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

9. 入札書類の提出

1) 入札書類の構成書類

参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「入札書類」という。）を提出する。入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。

入札書類の構成は次のとおりとする。入札書類は、様式集（入札説明書 別添資料）に沿って作成するものとし、(1)入札書は封筒に封緘するものとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提出書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないこと。

- (1) 入札書【様式第7号】
- (2) 技術提案書【様式第8号】
- (3) 非価格要素提案書【様式第9号】
- (4) 事業計画書【様式第10号】
- (5) 業務分担届出書【様式第11号】
- (6) 委任状【様式第12号】

2) 入札書類の提出方法

入札書類については、(1)と(6)は1部、(2)～(5)は正本1部、副本15部、CD-R/RW 5セ

ットを準備し、持参又は郵送（書留）により提出すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお、CD-R/RWには、応募提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納すること。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすること。また、CD-R/RW への格納の条件は次のとおりとする。

- (1) CD-R/RW：Windowsフォーマット
- (2) OS：Microsoft 社製のWindows
- (3) 使用アプリケーション：Microsoft 社製のWord（2007以下）、Excel（2007以下）

3) 入札書類の受付

- (1) 受付期間：平成21年8月7日（金）まで
- (2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付場所：ふじみ衛生組合 新施設建設準備室（P.1の「3.事務局」参照）

4) 入札の辞退

参加資格者は、入札書類の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、平成21年8月7日（金）までに「入札辞退届」【様式第13号】を事務局に持参又は郵送（書留）すること。

5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しないとき
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による入札をしたとき
- (6) 入札に関し不正の行為があったとき
- (7) 入札書に記載された金額、氏名、件名、又は印形が認知し難いとき
- (8) その他入札条件に違反したとき

6) 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行

できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

7) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

10. 民間事業者の決定（提案審査）

1) 落札者の決定方法

組合は、落札者決定基準書に基づき、以下の手順を経て落札者を決定し、その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

(1) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

(2) 非価格要素審査

(1)の基礎審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施する。

(3) 予定価格

組合は、予定価格を次のとおり設定する。

予定価格 30,015,300,000 円 （注）消費税及び地方消費税の額を含む。

(4) 価格審査

(3)に示す予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格を落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

(5) 落札者の決定

(2)で決定した非価格要素審査点と(4)で決定した価格審査点から落札者決定基準

書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「落札者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

2) 落札者決定後の手続き

(1) 交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続き等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

(2) 契約詳細の協議

組合と民間事業者は、落札者決定後、基本契約、建設請負契約及び運營業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

(3) 契約の締結

組合は民間事業者と次のとおりの契約を締結する。

① ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運營業業に関する基本契約

組合と全ての構成企業の間で締結する本事業の実施(本施設の設計・建設及び運営)に関する包括的な基本的な契約

② ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運營業業に関する建設請負契約

組合と建設請負事業者が下記の(4)の規定に従い締結する本施設の設計・建設に関する契約

③ ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運營業業に関する運營業務委託契約

組合と運營業業者が締結する本施設の運營業務の委託に関する契約

(4) 建設請負契約の締結方法について

本事業では、プラントの設計・建設と建築物の設計、建築物の建設について個別に資格要件を求めているが、本施設において建屋とプラントは一体で機能することから、プラントの設計・建設、建築物の設計及び建築物の建設を複数の構成企業が担当する場合、落札者は、組合と建設請負契約を締結するにあたり、次のいずれかの方法により契約を締結するものとする。なお、建築物の建設を担当する企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上の企業とする。

① J V方式

組合は、プラントの建設を行う企業と建築物の建設を行う企業が組成した建設共同企業体（JV）と建設請負契約を締結する。

② 下請方式

組合は、プラントの建設を行う企業と建設請負契約を締結する。プラントの建設を行う企業は、建築物の建設を建築物施工企業に下請けさせる。

なお、詳細は基本契約の中で規定するものとする。

1 1． 入札保証金、契約保証金

1) 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

2) 契約保証金

建設請負事業者及び運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に組合に差し入れること。

1 2． 運営事業者の設立

落札者は、落札者決定後速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、運営事業者を設立するものとする。運営事業者の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

① 本店所在地を東京都三鷹市又は調布市とすること。

② 落札者の構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は、構成員のみとする。

③ 落札者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

④ 落札者のうち、プラントの設計・建設を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の20を超えるものとする。

⑤ 本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を5千万円以上維持すること。

⑥ 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

⑦ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対す

る担保権の設定その他の処分を行わないこと。

- ⑧ 本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。運営事業者を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、組合にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

13. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

2) 著作権等

提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、組合は、提案書の全部又は一部を無償で使用することができる。

3) 募集要項等の使用の制限

組合から提示された募集要項は、本入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

なお、6. 2) (2)に示す貸与資料についても同様の取り扱いとし、貸与資料は落札者の決定後速やかに返却すること。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、組合が公表した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜

日、祝日を除く。)とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

【添付資料】

競争的対話等実施要領

今回実施する民間事業者選定においては、提案書の提出前に、確実に発注者の意図（施設の整備に関する事項及び運営に関する事項）が民間事業者に伝わり、その意図が提案書に反映されるように、「提案仕様のレベル合わせ」、「事業のリスク構造の明確化」といった観点から、発注者と民間事業者が意見交換をする場（ヒアリング等）である「競争的対話」等を実施する。

1. 競争的対話等の実施時期

資格審査ヒアリング及び競争的対話は、以下の時期に実施する。

- ①資格審査実施時（資格審査ヒアリングを実施）
- ②提案書の提出前（競争的対話を実施）

2. 競争的対話等の内容

①資格審査時のヒアリング

資格審査時には、資格審査申請時に提出いただいた本計画に対する貴社提案概要書の以下に示す内容についてヒアリングを実施する。

- ・ 処理フロー、物質収支、熱収支
- ・ 構内配置計画、車両動線計画
- ・ 施設各階平面図、断面図
- ・ 主要設備の概要
- ・ 設備装置別の潜在事故リスクと設計上及び運営上の予防方策
- ・ リスクイベントツリー

②提案書提出前

提案書提出前の競争的対話では、資格審査段階で提出していただいた資料のうち、独自提案についての質問（明瞭化）と、以下に示す内容で安全対策への質疑（明瞭化）を面接ヒアリングおよび個別の質疑応答により実施する。

- ・ 民間事業者が分担するリスクの回避・軽減方法についての考え方
- ・ 事故事例と事故防止対策
- ・ 施設運営における安全の確認方法
- ・ 事業破綻回避の考え方
- ・ プロジェクトの健全性（キャッシュフローの考え方）
- ・ 地下水対策（地下工事に伴う） など

3. 対話実施形態

資格審査ヒアリングは事務局で実施する予定で、提案書提出前の競争的対話は選定委員会において実施する。

【添付様式】

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業
募集要領に関する意見・質問書

提出者

企業名 : _____
担当者名 : _____
連絡先 : (住所) _____
: (電話番号) _____
: (メールアドレス) _____

1. 入札説明書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

2. 落札者決定基準書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

3. 要求水準書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

4. 様式集に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

5. 基本契約書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

6. 建設請負仮契約書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

7. 運營業務委託契約書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								